



別記様式(第2条関係)

令和 1年 5月 29日

平成 3 1 年度 政務活動費収支報告書

鳥取県議会議長 藤縄喜和 様

鳥取県議会議員 長谷川 稔



1 交付を受けた政務活動費の額 250,000 円

2 政務活動費を充てた支出の額

項目	金額	主な支出の内訳
調査研究費	6,262	ガソリン代(県内調査活動)等
研修費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	2,114	新聞購読料等
広報費	0	
事務所費	47,984	事務所賃借料・電気代等
事務費	7,165	電話通信料・切手
人件費	45,000	補助職員賃金
合計	108,525	

3 支出に充てない残額 141,475 円

4月分

期日	摘要	算出方法等	収入	支出						領収書等の番号			
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費		事務所費	事務費	人件費
2日	ガソリン代	2288×50%		1,144								1,144	1
4日	ダスキ	810×90%								729		729	2
8日	ガソリン代	3889×50%		1,944								1,944	3
10日	交付金(平成31年度4月分)		250,000										
10日	ガソリン代	1640×50%		820								820	4
16日	ガソリン代	3697×50%		1,848								1,848	5
16日	事務費(切手)	82×90%								73		73	6
16日	事務所賃借料()	40000×29/30×90%							34,799			34,799	7
16日	電気料金(4月)	5429×90%							4,886			4,886	8
17日	事務所駐車場賃借料(4月)	9540×29/30×90%							8,299			8,299	9
23日	電話通信料(NTT)	7071×90%								6,363		6,363	10
24日	ガソリン代	1012×50%		506								506	11
26日	新聞購読料(社会新報)4月分	1514×100%					1,514					1,514	12
24日	新聞購読料(新社会)4月分	600×100%					600					600	13
24日	人件費										45,000	45,000	14
4月計			250,000	6,262			2,114		47,984	7,165	45,000	108,525	

【様式】

費目ごとの按分率一覧

議員名： 長谷川 稔

1 事務所費

按分率 =

9 / 10	90%
--------	-----

 … (政務活動事務所状況報告書のA・B・Cのいずれか)

- | | | | |
|--|---|------------------------------|----------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 事務所賃借料 | <input checked="" type="checkbox"/> 電気代 | <input type="checkbox"/> 水道代 | <input type="checkbox"/> その他 () |
| <input checked="" type="checkbox"/> 駐車場賃借料 | <input type="checkbox"/> ガス代 | <input type="checkbox"/> 灯油代 | <input type="checkbox"/> その他 () |

2 事務費

(1) 固定電話・ファクシミリ(番号ごとに記載すること)
(以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付し、根拠とすること)

- ① 電話・ファクシミリ (番号 0858-24-5120)
 - 自宅設置・・・1/2
 - 事務所設置・・・事務所費の按分率による

- ② 電話・ファクシミリ (番号 0858-24-5110)
 - 自宅設置・・・1/2
 - 事務所設置・・・事務所費の按分率による

- ③ 電話・ファクシミリ (番号 - -)
 - 自宅設置・・・1/2
 - 事務所設置・・・事務所費の按分率による

- ④ 電話・ファクシミリ (番号 - -)
 - 自宅設置・・・1/2
 - 事務所設置・・・事務所費の按分率による

(2) ネット回線使用料、プロバイダ料

- ① (契約先 NTTファイナンス)
 - 接続環境が事務所以外の場合・・・1/2
 - 接続環境が事務所の場合・・・事務所費の按分率による

- ② (契約先)
 - 接続環境が事務所以外の場合・・・1/2
 - 接続環境が事務所の場合・・・事務所費の按分率による

(3) 携帯電話(以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付し、根拠とすること)

- (番号 - -)
- 同一携帯電話を政務活動費以外(私用など)にも使う場合・・・1/2
 - 政務活動用携帯電話を別に持つ場合・・・9/10
- ※政務活動用以外の携帯電話の番号を以下に記載願います。
(番号 - -)

(4) 消耗品、備品等

- 自宅や外出先で使用する場合・・・1/2
- 事務所で使用する場合・・・事務所費の按分率による

3 広報費 (印刷物(はがきも含む)については、成果物を1部添付すること。)

(1) 広報紙印刷費・送料

- 政務活動以外(後援会活動など)に係る部分が含まれる場合・・・面積按分
- 政務活動のみの場合・・・10/10

ENEOS

納品書(領収書)

2019年04月02日 08:21

売上

カイン長谷川様

トカ XXXXXXXXXXXXX

提携カード

車両番号

実車番

0026-00

レギュラー

P-01

16.00L

*

143円

¥2,288

合計

¥2,288

(内消費税等(8.00%))

¥169

クレジット支払

有効期限: XX/XX NC

支払方法: 一括払い

承認番号: 0081618

カード番号:

ポイント: 基本P

特別P

今回計

利用ポイント

利用可能ポイント

本日付与されたポイントは2~3日

日以降に反映されます。有効期限切

等の理由で、Tカードにポイントが

加算されないことがあります。

詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて

ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

<http://www.utsubukidouji.com/>

打上商事株式会社 倉吉駅前SS

鳥取県 倉吉市山根620-2

TEL:0858-26-2524 SS-820032

レシートNo 4471-01 デーNo3740-3742

外通番17-39167

005毛利 絵美

2019/04/02

X60%

1.144.

2

納品 領収書

() No. 0001747735

長谷川 稔様

納品日 31年4月4日 次回予定日 5月2日 (木)

ダスキン鳥取支店
 株式会社ダスキン
 〒682-0721
 東伯郡湯梨浜町田後2-20-2
 TEL 0858-35-3123 FAX 0858-35-3944
 廣江 春美



H-F	ハンテイモップ F	1	810	1		
*納品合計		810	内消費税 ***	60		

おしらせ

印紙
 5万円以上
 貼付

810

領収書枚数

0

ENEOS

納品書(領収書)

2019年04月08日 12:31

売上

カイン長谷様

ト-ク XXXXXXXXXXXX

提携カード

車両番号

実車番

0026-00

レギュラー

P-04

27.20L

*

143円

¥3,889

合計

¥3,889

(内消費税等(8.00%))

¥288

クレジット支払

有効期限: XX/XX NC

支払方法: 一括払い

承認番号: 0009243

Tカード番号:

ポイント: 基本P

特別P

今回計

利用ポイント

利用可能ポイント

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。

詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

<http://www.utsubukidouji.com/>

打吹商事株式会社

Dr. Drive河北小学校前SS

鳥取県 倉吉市海田西町1-151

TEL:0858-26-9331

SS-820034

レシートNo 7164-01

デ-外No7513-7515

外通番17-38796

021石田美優

2019/04/08

X 50%

1,944.

ENEOS

納品書(領収書)

2019年04月10日 11:27

売上
Tカード会員 **長谷川** 様

現金会員
車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

11.23L

P-04

*

(146円)

¥1,640

(内ガソリン税53.80円

¥604)

合計 ¥1,640

(内消費税等(8.00%)

¥121)

Tカード番号: [REDACTED]

Tポイント: [REDACTED]

P

利用ポイント [REDACTED]

P

利用可能ポイント [REDACTED]

P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。

詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ
い。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

<http://www.utsubukidouji.com/>

打吹商事株式会社 打吹公園SS

鳥取県 倉吉市仲ノ町737番11

TEL:0858-22-8128

SS-820061

レシートNo 6163-01

デ-クNo7088-7089

016本多 奈奈

2019/04/10

X 50%

820.

ENEOS

納品書(領収書)

2019年04月16日・14:50

売上

カイン様

トークンXXXXXXXXXXXX

提携カード

車両番号

実車番

0026-00

レギュラー

P-10

25.50L

*

145円

¥3,697

合計

¥3,697

(内消費税等(8.00%)

¥274)

クレジット支払

有効期限: XX/XX NC

支払方法: 一括払い

承認番号: 0044465

Tカード番号:

ポイント: 基本P

特別P

今回計

利用ポイント

利用可能ポイント

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。

詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて

ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

<http://www.utsbukidouji.com/>

打吹商事株式会社

Dr. Drive河北小学校前SS

鳥取県 倉吉市海田西町1-151

TEL: 0858-26-9331 SS-820034

レシートNo 0202-02 データNo 9791-9793

外通番17-39107

021石田美優

2019/04/16

x60%

1,848.

領収書

長谷川 裕子 様

[証紙切手引受]		
第一種定形		
@82	1通	¥82

小計		¥82

郵便物引受合計通数		1通
課税計		¥82
(内消費税等		¥6)
非課税計		¥0

合計		¥82
お預り金額		¥82



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2019年 4月16日 14:43
 担当：山根 桂子
 発行No. 190416A2573 端N97箱01
 連絡先：倉吉福庭郵便局
 TEL:0858-26-1665

領 収 証

長谷川 稔 事務所 様

No. _____

★ 手 40000.00

但 家賃代.として

H 31 年 4 月 16 日 上記正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)



建物賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という) と借主 長谷川 稔 (以下「乙」という) は、以下のとおり建物賃貸借契約 (以下「本契約」という) を締結する。

(物件の表示)

第1条 甲は、乙に対し、下記の建物部分 (以下「本物件」という) を賃貸し、乙はこれを賃借する。

記

所在地	鳥取県倉吉市上井町1丁目2番地7号
種類	事務所
構造	木造2階建 (1階一部分)

(使用目的)

第2条 乙は、本物件を乙の事業用事務所として使用し、その使用目的以外に使用してはならない。

(契約期間)

第3条 本物件の契約期間は、平成31年4月1日より1ヵ月とする。

(賃料)

第4条 賃料は月額金40,000円 (消費税込み) とし、乙は25日までに持参して支払うものとする。

(賃料の改定)

第5条 本物件の公租公課、経済情勢、物価の著しい変動などにより、賃料を増減する必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、改定することができる。

(公租公課)

第6条 本契約期間中に、本物件にかかる公租公課は、甲の負担とする。ただし、乙が本物件に造作を施したことにより、公租公課が増額された場合、その増額分は乙の負担とする。

(公共料金)

第7条 本契約期間中にかかる電気使用料金は、乙の負担とする。

(修繕費)

第8条 甲は、本物件の維持保全にかかる費用を負担し、必要な修繕を行う義務を負う。ただし、本物件の通常の使用で発生する修繕費用は、乙の負担とし、疑義のある場合、甲乙協議のうえ、決定する。

(不可抗力)

第9条 天災地変その他不可抗力により、本物件の全部または一部が滅失もしくは破損し、本物件の使用が不可能となった場合、本契約は当然に終了するものとする。

(転貸等の禁止)

第10条 乙は、あらかじめ甲に承諾を得ることなく、本物件の賃借権を第三者に譲渡もしくは転貸、または使用させてはならない。

(契約の解除)

第11条 乙に、次の事由の1つでも該当することがあったとき、甲は何らの催告を要することなく、本契約を即時解除することができる。

- (1) 乙が本契約に違反したとき
- (2) 乙に破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算の各申し立てがあったとき
- (3) そのほか乙の信用悪化を生じる事実があったとき

(原状回復)

第12条 乙は、本物件の明け渡しに際し、乙が所有または保管する一切の動産を撤去し、甲の承諾なく造作加工したものについて、原状回復を行うものとする。

2 乙が前項の義務を履行しないときは、甲は乙の費用負担において、本物件を原状に復することができる。

3 乙は本物件の明け渡しに際し、甲に対し、立ち退き料、移転料、営業補償、そのほか名目の如何を問わず、何らの金銭請求もしないものとする。

4 乙が本物件の明け渡しを遅滞した場合、甲に対し、明け渡し完了までの日数分の賃料相当額の損害金を支払わなければならない。

(協議事項)

第13条 本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 31 / 年 3 月 26 日

甲

[Redacted signature]

乙

倉吉市小田218-20
長谷川 総

8

領 収 証

長谷川稔事務所様

No. _____

★ ¥ 5,429 -

但 電気代として (4月)。

1931年 4月 16日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額
消費税額等 (%)



取 入
印 紙

コケヨ ウケ-1097

■■■■
■■■■
■■■■
■■■■様



XOOMエナジージャパン合同会社
〒105-0013
東京都港区浜松町1丁目10-17

お問い合わせ先:
XOOMエナジージャパン カスタマーケア
0120-227-297
平日 9:00 ~ 20:00
土 10:00 ~ 17:00
(日・祝日定休・年末年始を除く)

お客様番号 ■■■■
請求口座番号 ■■■■
請求書番号 22875399
請求書発行日 2019年4月9日

前のご請求額 ¥6,011
前のお支払い金額 -¥6,011
繰越残高 ¥0
今のご請求額 ¥5,429
(うち消費税 ¥402)
今月のご請求額 ¥5,429

お支払い期日 2019年5月6日

当請求期間の電気料金のうち電力分相当額は、3,071円(227円税額込)です

ご利用場所
供給地点番号:
0701108467661010000000

〒682-0022
鳥取県
倉吉市上井町1の2の7。
料金: SmartFlex

ご利用期間	単位	数量		
2019.03.07 - 2019.04.04	KWH	184		
項目	単価	数量	金額	
基本料金			¥330.23	
電力量 1 段料金	23.26	105	¥2,442.30	
電力量 2 段料金	28.85	64	¥1,846.40	
エネルギー費調整額	0.92	184	¥169.28	
再生エネルギー発電促進賦課金	2.90	184	¥533.00	
請求書発行手数料			¥108.00	
現在の請求額			¥5,429	

(4/1)

振込金受取書(兼手数料受取書)

専業主利用の場合はありびとごさいまし。

21年4月17日

お振込先
 預金種目
 口座番号

お受取人
 機

ご依頼人
 ハヤシミルジタシ ハヤシミル
 長谷川裕美 事務所 長谷川裕美
 0855-24-8120
 倉敷市井原1-2-5

ご指定金額
 文書級
 郵便振替
 7540

金額
 79000

現金
 当手

(信用金庫コード) 1703
 倉敷信用金庫

倉吉駅前支店



月極駐車場

貸貸借契約書

契約期間

自 平成 23 年 5 月 1 日
至 平成 25 年 4 月 来 日

平成 25 年 6 月 3 日

駐車場利用者各位

貸主変更のお知らせ

拝啓

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度故[REDACTED]の死去に伴い下記の通り貸主と振込口座の変更を致しました。

皆様方には大変ご迷惑をおかけしますが、賃料の振込先の変更を至急お願い致します。なおご不明な点などございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

今後も、変わらぬご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

まずは書中をもちまして、お知らせかたがたご挨拶申し上げます。

敬具

記

貸主氏名

貸主住所

電話番号

振込先

仲介業者 田中住研
所在地 倉吉市住吉町 114 番地 3
電話番号 0858-23-5368

駐車場賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。) と借主 長谷川 稔 (以下「乙」という。) はこの契約書により頭書に表示する駐車場に関する賃貸借契約を締結した。

頭書 1. 駐車場の表示

名称	[REDACTED] 第一駐車場
所在地	倉吉市上井町1丁目1番地1
指定場所	No.9,10

頭書 2. 車種

車種	普通車までの大きさ 2台	車名・型式	
登録番号			

頭書 3. 契約期間

始期	平成23年5月1日	終期	平成25年4月末日
----	-----------	----	-----------

頭書 4. 賃貸料



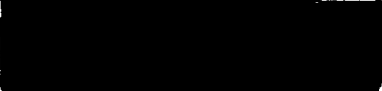
賃料	月額 9,000円	敷金	賃料の1ヶ月分 9,000円	その他 仲介報酬	消費税込み 9,000円
賃料等の支払い時期	翌月分を前月末日迄		振込手数料	借主負担	
賃貸料の支払方法	振込先	[REDACTED]			
	持参先	口座名義人	[REDACTED]		
			指定なし		

頭書 5. 仲介業者

商号 (名称)	田 中 住 研	代表者	田 中 俱 久	Ⓜ
事務所所在地	鳥取県倉吉市住吉町 114 番地 3	電話番号	0858 (23) 5368	
免許証番号	鳥取県知事 (4) 第 1050 号			
取引主任者氏名 (登録番号 0012775 号)	田 中	俱 久	Ⓜ	

本契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し貸主及び借主が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 23 年 4 月 25 日

甲・貸主	氏名		電話番号	
	住所			
乙・借主	氏名	長谷川 稔	電話番号	0858 (24) 5120
	住所			
連帯保証人	氏名		実印	電話番号 ()
	住所			
宅地建物	商号 (名称)	田 中 住 研	代表者	田 中 俱 久
取引業者	事務所所在地	鳥取県倉吉市住吉町 114 番地 3	Tel	0858 (23) 5368
	免許証番号	鳥取県知事 (4) 第 1050 号		

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する駐車場(以下「本駐車場」という)について、頭書(2)に記載する自動車の駐車を目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(3)に記載の通りとする。

2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することが出来る。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

一 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。

二 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。

三 近傍類似の駐車場の賃料に変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、当月の日割り計算した額とする。

(敷金)

第4条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本駐車場を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、その他の債務と相殺をすることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合には、本駐車場の明渡し後、遅滞なく、その残額を無利息で乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第5条 乙は駐車場内に契約以外の自動車、その他諸物件を置いてはならない。

2 乙は、本駐車場を転貸してはならない。

3 乙は、本駐車場に定着物を設置し、または現状を改造する等の行為をしてはならない。

4 乙は、本駐車場内において有害・危険・若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

(甲の帰属)

第6条 甲は、本駐車場に係る公租公課を負担するものとする。

(甲の免責)

第7条 甲は、駐車場で生じた自動車の盗難・衝突及び破損・人身事故・火災・天災等による事故被害に対して一切の責任を負わない。

(乙の管理義務及び賠償責任)

- 第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、本駐車場内における事故や火災発生等の防止に留意するものとする。
 - 3 乙の関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作その他駐車場内の他の自動車などに生じた損害は、乙が直ちにその損害を賠償する責めを負う。

(契約の解除)

- 第9条 甲は、乙が賃料の支払いを2ヶ月以上怠った場合、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 - 一 第8条のいずれかの規定に違反したとき
 - 二 契約時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があった事が判明したとき。
 - 三 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
 - 3 乙が次の各号の一つに該当するときは、前項に定める「本契約を継続することが困難であると認められるに至った」ものとみなす。
 - 一 乙が、暴力団員であるにもかかわらず、そのことを偽って契約をしたことが判明したとき。
 - 二 乙が、本駐車場の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき。
 - 三 乙が、本駐車場、共用部分その他周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
 - 四 乙が暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。

(甲からの解約)

- 第10条 甲が契約期間満了前に甲の都合により本賃貸借契約を解約しようとするときは、明渡し期日の2ヶ月前までに乙に予告することを要し、乙は予告された明け渡し期日までに甲に明渡すものとする。

(乙からの解約)

- 第11条 乙は、甲に対して30日前までに解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から30日分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む)を甲に支払う事により、解約申入れの日から起算して30日を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(乙の通知義務)

- 第12条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 1ヶ月以上の不在又は現に不在であること。
 - 二 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。
 - 三 連帯保証人の死亡又は解散。

(連帯保証人)

第13条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(車両の移動)

第14条 本駐車場の保全、防犯、防災その他やむを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることが出来るものとする。

(明渡し)

第15条 乙は本契約終了後、使用場所内の残置物を撤去し本駐車場を明渡すものとする。

2 乙が残置物を放置した場合、甲がこれを適宜処分し、処分に要した費用は乙の負担とする。

(協議)

第16条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第17条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約条項)

第18条 特約事項については、本契約に記載するとおりとする。

1 本駐車場の除雪等は乙の責任と費用負担にて行うこととする。

2 借主は本件駐車場内外にて組立作業・加工作業その他の作業を行ってはならない。



通常払戻請求書
振替払込請求書兼
受領証(金融機関控)



00170-4-903062

NTTファイナンス株式会社

7,071 円

X
切取
印
取
ち
な
い
で
お
出
し
く
た
さ
い。

お客様番号



2019年 4月 20日 5月 7日

(住所等非表示払込書)

長谷川稔連絡事務所 様

金融機関用取締連絡先

TEL 0120 31-04-23
874-569 倉吉上井一
郵便局

(52096)
N94250009

この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)

ENEOS

納品書(領収書)

2019年04月24日.10:42

売上

カイン様

トークン XXXXXXXXXXXXX

提携カード

車両番号

実車番

0026-00

レギュラー

P-04

6.98L

*

145円

¥1,012

合計

¥1,012

(内消費税等(8.00%)

¥75)

クレジット支払

有効期限: XX/XX NC

支払方法: 一括払い

承認番号: 0074185

Tカード番号:

ポイント: 基本P

特別P

今回計

利用ポイント

利用可能ポイント

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。

詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

<http://www.utsbukidouji.com/>

打吹商事株式会社 倉吉駅前SS

鳥取県 倉吉市山根620-2

TEL: 0858-26-2524

SS-820032

レシートNo 7308-01 データNo9965-9967

外通番17-40028

002西尾 恵介

2019/04/24

x50%

506.

振替払込請求書兼受領証

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

口座記号番号	0 1 4 2 0				8		通常払込 料金加入 者負担
					2 8 5 4		
加入者名	社会民主党鳥取						
金額	千	百	十	万	千	百	十 円
				¥	1	5	14
ご依頼人	長谷川 稔						
料 金	日 附 印						
	31-04-26 倉吉郵便局						
備 考	(52003) N94310012						

この受領証は、大切に保管してください。

2019年 4月 16日

長谷川 稔 様

社会新報・月刊社民購読料領収書

下記の通り領収申し上げます。

¥ 1,514 .

但し、社会新報購読料 2019年 4月から2019年 4月分(@ 864 × 1ヶ月)
月刊社購読料 2019年 4月から2019年 4月分(@ 650 × 1ヶ月)

鳥取市富安1丁目114 TEL0857-29-1101

社会新報鳥取総分局

代表 山根裕

「社会新報」購読料納入のお願い

謹啓 時下益々ご清祥の事とお喜び申し上げます。平素は社会民主党に対しご厚情を賜り、また、社会民主党機関紙「社会新報」をご購読頂き、誠にありがとうございます。

さて、貴方様の購読料について請求書を送付させて頂きました。つきましては、はなはだ勝手ではございますが、下記の口座にお振込み頂きますように、何卒宜しく願い致します。

尚、本状と行き違いにすでにご納入頂いている場合はあしからずお許しくださいませようお願い致します。

謹 白

*ご入金 of 振り込み口座は次の通りです。

・中国労働金庫鳥取支店

口座名 社会新報鳥取総分局(普通預金)

口座番号 2650042

・山陰合同銀行鳥取県庁支店

口座名 社会新報鳥取総分局(普通預金)

口座番号 2329832

・鳥取銀行鳥取市役所支店

口座名 社会新報鳥取市総分局(普通預金)

口座番号 1149791

・郵便振替

加入者名 社会民主党鳥取

口座番号 01420-8-2854

以 上



週刊・新社会(新社会党中央本部機関紙局)

No.

領収証
長谷川 稔 様

¥ 600.-

週刊・新社会 4. 月分 ¥ 600 .

" 郵送料 月分 ¥

その他 ¥

備考

2019 年 4 月 24 日

担当番

池田和則



【様式】

政務活動業務 勤務実績表・領収書

14

長谷川稔議員事務所

平成31年4月分				氏名 池本富士子			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	月	3	2	17	水	3	3
2	火	3	3	18	木	3	3
3	水	3	3	19	金	3	3
4	木	3	3	20	土		
5	金	3	2	21	日		
6	土			22	月	3	2
7	日			23	火	3	3
8	月	3	2	24	水	3	3
9	火	3	3	25	木	3	3
10	水	3	3	26	金	3	3
11	木	3	3	27	土		
12	金	3	2	28	日		
13	土			29	月		
14	日			30	火		
15	月	3	2	31			
16	火	3	3	合計	(A)	60	(B) 54

手当(通勤、期末等) [] 円

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長谷川稔

金 [] 円(C) 左記金額を領収いたしました。
平成31年 4 月 24 日
氏名 池本富士子

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確な場合
総支給額(C)[] 円 × (B) / (A) = 45,000円

政務活動勤務時間が明確でない場合
総支給額(C)[] 円 × 1 / 2 = [] 円

【様式】

雇用契約書

雇用者 長谷川稔 及び被雇用者 池本富士子 は、以下の条件で雇用契約を締結する。

雇用期間	平成31年4月1日(月) ~ 平成31年4月29日(月)
就業場所	倉吉市上井町1-2-7 番地 長谷川稔事務所
仕事内容	政務活動に係る補助(事務所管理、調査補助、接客) 政務活動に係る関係書類の作成事務
勤務日数	月20日勤務 (週5日勤務)
就業時間 (休憩時間)	午前 9時から 12時まで
休日	土曜日、日曜日、祝祭日、
勤務時間外労働	勤務時間外労働をさせることが (無) 休日労働をさせることが (無)
給与(賃金)等	給料等: 月額 XXXXXXXXXX 円 支給手当:
給与支払日	給与等: 毎月分を 月末に支払

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

平成31年3月28日

雇用者 鳥取県議会議員 長谷川 稔



被雇用者 住所 XXXXXXXXXX

氏名

池本 富士子

